（バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第六条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

9　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	

（バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第六条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
（略）	

9　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間
（略）	